

## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省職業安定局雇用保険課

### 1. 改正の趣旨

- 雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第7条の規定により、事業主は、その雇用する労働者に関し、雇用保険の被保険者となったこと又は被保険者でなくなったこと等を厚生労働大臣に届け出なければならないこととされており、当該届出は雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「規則」という。）に定める様式を提出することにより行うこととされている。
- 各様式上、外国人労働者につき届出を行う場合における当該外国人労働者の在留カード番号の記載欄において、在留カード番号を「在留カードの右上に記載されている12桁の英数字」と表記している。
- 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号。以下「改正入管法」という。）の施行に伴い、令和8年6月14日以降、中長期在留者が在留カードの交付を受けるに当たって、マイナンバーカードの機能が付加された特定在留カードを選択することができるようになるとともに、現行の在留カードの様式変更が予定されている。
- 今般、特定在留カードの創設及び現行の在留カードの様式変更への対応を行うとともに、今後、こうした記載事項変更等への迅速な対応等を可能とする観点から、規則において所要の改正を行う。

### 2. 改正の概要

- 規則第6条、第7条及び第146条に規定する様式（様式第2号、第2号の2、第4号、第4号の2、第35号、第36号及び第37号）を廃止し、各様式又は各様式における記載事項については職業安定局長が定める（※）こととする。  
（※）労働者の氏名等、主要な記載事項は引き続き規則において定めることとする。
- 施行に関し必要な経過措置を設ける。
- その他所要の改正を行う。

### 3. 根拠条項

- 法第7条

### 4. 施行期日等

- 公布日：令和8年6月上旬（予定）
- 施行期日：改正入管法の施行の日（令和8年6月14日）